

陳情第3号

(株)くみはま縣に関する陳情書

下記の者から別紙要旨による陳情書を受理したから、議会の審議に付する。

記

陳情者 京都府京丹後市弥栄町 XXXXXXXXXX

有田 光亨

令和8年2月25日 提出

京丹後市議会議長 中野 勝友

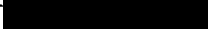
令和8年第2回京丹後市議会3月定例会

陳情文書表

1 件 名 (株)くみはま縣に関する陳情書

2 受理年月日 令和8年2月17日

3 受理番号 第3号

4 陳 情 者 京都府京丹後市弥栄町 
有田 光亨

5 陳情の要旨等 別紙のとおり

6 付託委員会 産業建設常任委員会

(株) くみはま縣に関する陳情書



主 旨

過去7年間における(株)くみはま縣の帳簿類一式を京丹後市監査委員に再調査を求めること。および、場合によっては(株)くみはま縣の指定管理を取り消すこと。

理 由

令和7年8月26日提出内容と同一であります。また陳情に対する理事者説明が委員会に対して不十分でありますので、再度の説明を求めるものであります。

地方自治法 第124条の規定により陳情書を提出する。

令和8年2月17日

京丹後市議会議長 中 野 勝 友 様

京丹後市弥栄町

有 田 光

受付

7.8.26

議会事務局
総務課

(株) くみはま縣に関する陳情書

主旨

過去7年間における(株) くみはま縣の帳簿類一式を京丹後市監査委員に再調査を求めること、及び、場合によっては(株) くみはま縣の指定管理者を取り消すこと。

理由

(株) くみはま縣においては、旧久美浜町時代から京丹後市に引き継がれた案件であるが、平成18年12月に(株) くみはま縣と(株) ポラリスによる「業務提携書」が取交されております。

その内容は、売上に対するお互いの取り分が、8:2と明記されており現在に至っております。

平成23年9月議会における、当時の緒方部長の説明は8:2ではなく矛盾しており、市長は当時8:2を承知しながら、担当の責任部長である緒方部長の説明を同じ議場にいながら訂正していない。

政倫審における、山田委員のこの決算は杜撰だとの指摘、並びに、業務報告の虚偽報告。

政倫審における市(弁護士)の説明には、業務提携書の文面内容について、表現技術・表現の拙劣さ等の問題は別として、文面の拙さを認めています。

平成24年2月9日の産建委員会における弁護士の指導は、民間と民間のことだから、相手に迷惑がかかる可能性があるので取引内容の公開はダメとのアドバイスであるが、政倫審における指摘は正反対で市及び市民が分かるよう特段の配慮との指摘である。

京都労働局からの指導指摘の隠蔽と市議会への報告義務の矛盾。

他に久保井総合法律事務所並びに京都第一法律事務所の所見を添付します。

地方自治法第124条の規定により上記の規定により陳情書を提出する。

令和7年8月26日

京丹後市議会議長 中野勝友 様

京丹後市弥栄町

有田光亨

